

# 札幌市中間技術検査実施要領

## (総 則)

第1条 札幌市工事技術検査基準に規定するもののほか、この要領によるものとする。

## (対象工事)

第2条 中間技術検査の対象は、札幌市工事施行規程第2条第1号に規定する工事について行うものとする。

なお、土木工事の中間技術検査の対象は、工事管理室から別に通知を行う。

2 工事等担当部長は対象工事の工事期間、工事の内容等により第1項により難いと判断される場合には、設計金額（当該消費税相当額を含む）が500万円以上の工事にあつては工事管理室長と協議のうえ、設計金額（当該消費税相当額を含む）が500万円未満の工事にあつては工事等担当部長の判断によりこれを省略することができる。

## (検査の実施回数)

第3条 工事等担当部長は、中間技術検査の実施回数の決定に当つて、設計金額（当該消費税相当額を含む）が500万円以上の工事にあつては工事管理室長と協議のうえ、設計金額（当該消費税相当額を含む）が500万円未満の工事にあつては工事等担当部長の判断により決定をし、必要な事項を契約図書等に記載するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。
- この要領は、平成18年 7月 1日から施行する。
- この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成22年 7月 1日から施行する。